

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議 議事概要

1. 日 時：令和8年2月18日（水） 10時00分～11時00分
2. 場 所：医療観察法病棟カンファレンス室
3. 出席者：地域自治会代表者委員9名、関係自治体等委員8名、院内委員6名、事務局1名
欠席者：院内委員1名

4. 概 要

(1) 病院長挨拶

(2) 議題

- (1) 医療観察法の仕組み等の説明および情報提供に関すること
☞医療観察法の仕組み等の説明および全国の状況について
- (2) 精神医療センター全体の運営状況に関すること
☞精神医療センター患者の状況について
- (3) 第3病棟の運営状況に関すること
☞医療観察法病棟入院対象者の状況について
- (4) 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
☞医療観察法病棟の安全対策について

<主な質疑等>

- (委員) 医療観察法の要件を満たさない場合の処遇はどうなるのか
- (センター) 医療観察法の要件を満たさないと判断された場合は裁判に戻る。入院適用ではないが通院が必要なケースもあり、入院を経ず指定通院医療機関に通院となる場合もある。また、事件が病気によるものでないと判断された場合は裁判のやり直しとなることもある。
- (センター) 外出や外泊は随時実施しているが、十分な管理体制や安全確保に努めている。全国の指定入院医療機関ではごくまれに無断退去が発生しているが、当院では現在まで無断退去は発生していない。
- (委員) もし無断退去が起こった場合には地域への周知、連絡についてどのような対策をしているのか。
- (センター) 無断退去等が起きた際の連絡マニュアルを作成しており、速やかに連絡ができる体制を整えている。また、外出や外泊の実施の際には県警にも事前の協力の連絡をしており、連携を図っている。